

# 第2回 阿智村宿泊税に関する調査検討委員会 資料

令和6年1月12日（金）

# ①前回会議における質問事項

- 長野県観光振興財源検討部会の状況  
参考資料1 第3回長野県観光振興財源検討部会 配布資料
- 宿泊税を検討している自治体の状況  
参考資料2 他地方団体の宿泊税に関する報道
- 各自治体における宿泊税の使途  
参考資料3 他地方団体における宿泊税の使途
- 宿泊者が宿泊税を支払わない場合
- 税以外での観光振興財源の事例  
議題事項④
- 入湯税の各地の状況  
議題事項⑥

## ○長野県観光振興財源検討部会の状況

# 県内市町村への支援の考え方について

### <観光振興施策における県と市町村の役割分担>

#### <市町村>

- ・地域の観光地経営（地域観光ビジョンの共有）  
【例】インフラ等まちの基盤整備、オーバーツーリズム対策
- ・地域観光ビジョンを踏まえた受入・滞在環境整備  
【例】観光案内機能の充実、観光地に誘引する二次交通整備
- ・観光資源の磨き上げ  
【例】地域ガイドの育成、観光施設の維持、機能向上
- ・観光地域づくりを通じた事業者支援・連携促進  
【例】地域DMOの経営

#### <県>

- ・広域的な観点からの観光振興施策の実施  
【例】地域間交通、広域プロモーション、マーケティング分析
- ・市町村に対する技術的・財政的支援  
【例】地域DMOの人材育成等経営支援、  
（事業者、市町村への）補助金制度
- ・県で実施することがより効率的な施策、緊急性の高い課題に対する施策  
【例】高度なガイド等の専門人材育成、新興感染症等への対応

### <市町村主体で実施することが想定される施策例>

#### 【長野県らしい観光コンテンツの充実】

- ・地域でのサイクリング、登山などのアクティビティコンテンツの開発や環境整備
- ・新たな観光資源の掘り起こしや着地型旅行商品の造成

#### 【世界水準の受入環境整備】

- ・観光・宿泊施設における予約システム導入やキャッシュレス化など観光DX化の支援
- ・AIオンデマンド交通等による二次交通の確保や観光地間を結ぶ交通の整備
- ・オーバーツーリズムを未然に防ぐ駐車場や渋滞情報等提供機能の充実

#### 【更なる観光振興の体制強化】

- ・インバウンドなどに対応した観光案内機能の充実
- ・（地域・地域連携）DMOにおける人材確保等の機能強化

【財政規模】  
14～23億円  
※県と同額程度

⇒ 市町村アンケート結果を踏まえると、市町村においても更なる観光振興施策を実施するため、一定規模の財源が必要

### <市町村への支援の考え方について>

県全体の観光振興を図る上で、税収の一部を交付金・補助金により、市町村が活用できる形とすることが考えられる。  
加えて、市町村が独自に税を導入する場合は、県の税率を一定程度引き下げ、市町村の課税余地を増やす等の調整を検討する必要がある。

○長野県観光振興財源検討部会の状況

## 長野県への宿泊旅行者の状況③

### ◆県内市町村別延べ宿泊者数の状況（2019年）

※出典：RESASによる推計（2019年時点）



### <延べ宿泊者数TOP10 >

順位	市町村名	収容人数
1	松本市	3,152,265 泊
2	軽井沢町	2,645,984 泊
3	山ノ内町	1,535,622 泊
4	長野市	1,332,338 泊
5	茅野市	1,200,697 泊
6	阿智村	1,126,915 泊
7	諏訪市	1,073,453 泊
8	上田市	933,548 泊
9	白馬村	646,721 泊
10	大町市	631,557 泊

# 観光関連事業者（宿泊事業者）の現状・課題②

## ◆県内宿泊施設数（市町村別）

※出典：県・中核市保健所のオープンデータより



### <宿泊施設数TOP10>

順位	市町村名	収容人数
1	白馬村	1,035施設
2	軽井沢町	506施設
3	松本市	338施設
4	長野市	333施設
5	茅野市	294施設
6	野沢温泉村	286施設
7	上田市	274施設
8	山ノ内町	272施設
9	安曇野市	227施設
10	小谷村	206施設

阿智村 旅館業法：48施設  
住宅宿泊事業法：0施設

○宿泊税を検討している自治体の状況

北海道

北海道札幌市

北海道ニセコ町

北海道赤井川村

北海道小樽市

北海道美瑛町

北海道帯広市

青森県弘前市

秋田県秋田市

宮城県

宮城県仙台市

千葉県

静岡県熱海市

石川県加賀市

愛知県常滑市

岐阜県

長野県

長野県軽井沢町

長野県山ノ内町

長野県白馬村

島根県松江市

熊本県熊本市

宮崎県宮崎市

沖縄県

沖縄県本部町

沖縄県北谷町

## ○宿泊税を支払わなかった場合の対応

### Q4 宿泊者が宿泊税を支払わない場合

A

仮に納税されなかった場合は、法令上、特別徴収義務者である宿泊事業者が本市へ納入したうえで、納税拒否した宿泊者に求償することになります。（地方税法第 733 条の 15 第 3 項）

このような宿泊税の納税拒否がないように、予約時の事前周知や宿泊施設フロントでのポスター掲示など、宿泊者への周知にご協力をお願いします。



(参考) 宿泊税の徴収率

第25表 令和3年度市町村法定外目的税に関する調 (調査表第44表)

区 分 税 目	調 定 済 額			収 入 済 額		
	現年課税分 千円	滞納繰越分 千円	計 千円	現年課税分 千円	滞納繰越分 千円	計 千円
遊 漁 税	9,007	-	9,007	9,007	-	9,007
環 境 未 来 税	882,105	-	882,105	882,105	-	882,105
使用済核燃料税	439,190	-	439,190	439,190	-	439,190
環 境 協 力 税	10,755	14	10,769	10,755	14	10,769
開発事業等緑化負担税	46,942	-	46,942	46,942	-	46,942
宿 泊 税	<u>3,526,795</u>	129,894	3,656,689	<u>3,484,414</u>	71,071	3,555,485
美 ら 島 税	2,821	-	2,821	2,821	-	2,821
合 計	4,917,615	129,908	5,047,523	4,875,234	71,085	4,946,319

市町村 現年課税分徴収率 98.8%

## ②宿泊事業者等へのアンケート調査結果

## 調査概要

区分	配布数	回答数	回答率 (%)	実施期間
宿泊事業者	46	37	80	令和5年12月15日~令和6年1月11日
宿泊者	—	1,045	—	令和5年12月15日~令和6年1月3日

### アンケート実施にあたり宿泊事業者へ説明会を実施

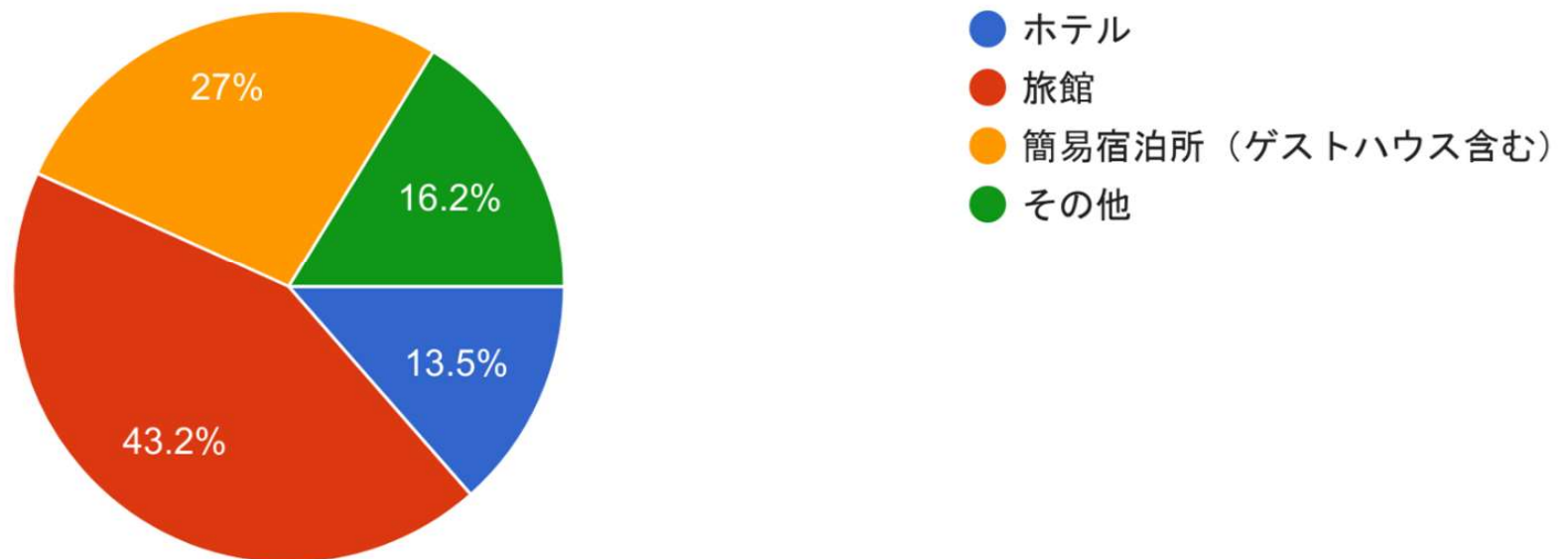
- ①令和5年12月11日（月） キャンプ場、民泊等 6名
- ②令和5年12月11日（月） 昼神温泉旅館経営者 11名
- ③令和5年12月12日（火） 昼神温泉旅館経営者 3名
- ④令和5年12月13日（水） 昼神温泉旅館経営者 3名  
キャンプ場、民泊等 1名
- ⑤令和5年12月14日（木） キャンプ場、民泊等 2名
- ⑥令和5年12月18日（月） キャンプ場、民泊等 2名

## 宿泊施設

1. 貴施設について伺います。

(1) 施設の種別について教えてください。

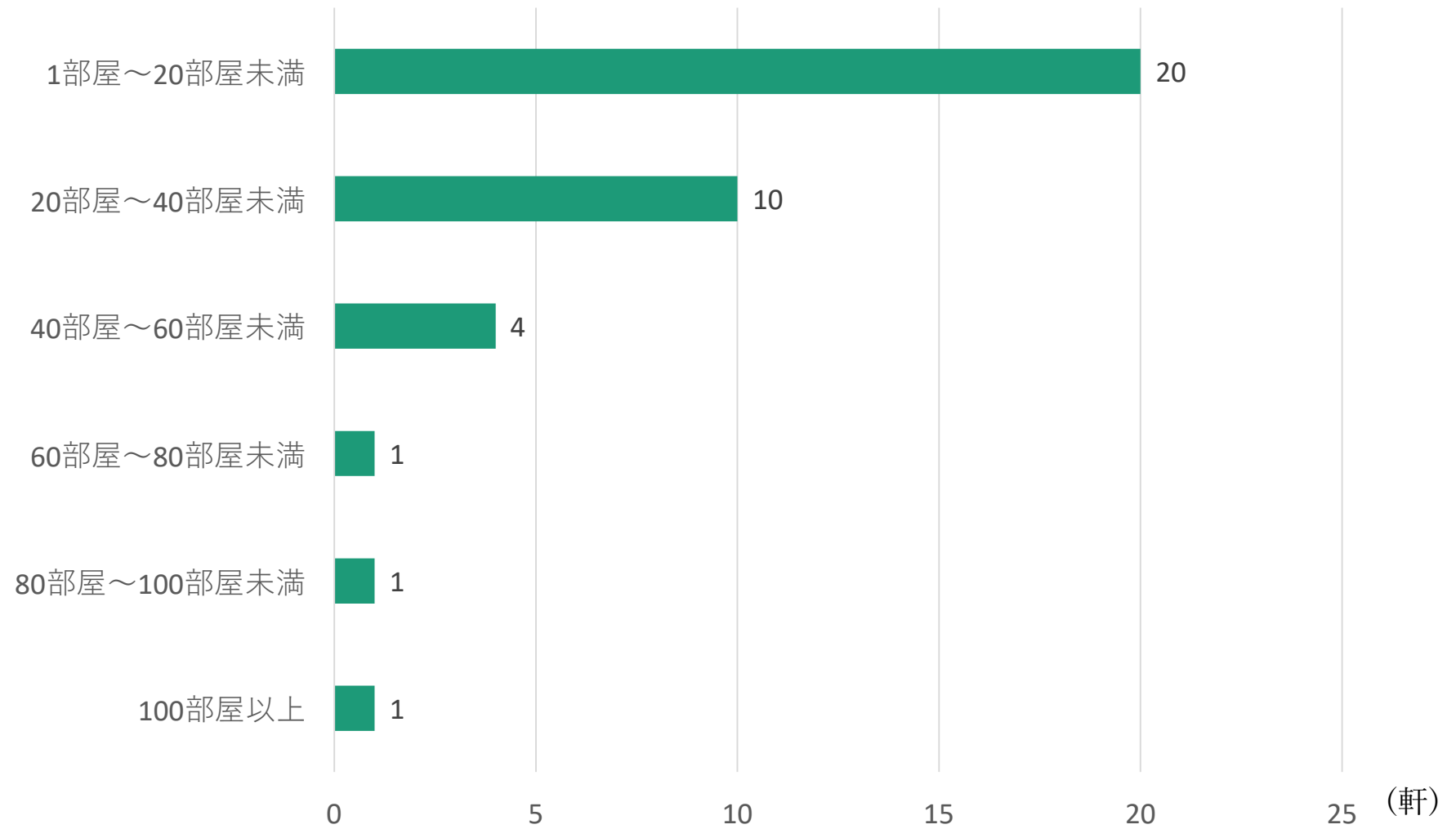
37 件の回答



## 宿泊施設

1. 貴施設について伺います。

(2) 部屋数について教えてください。

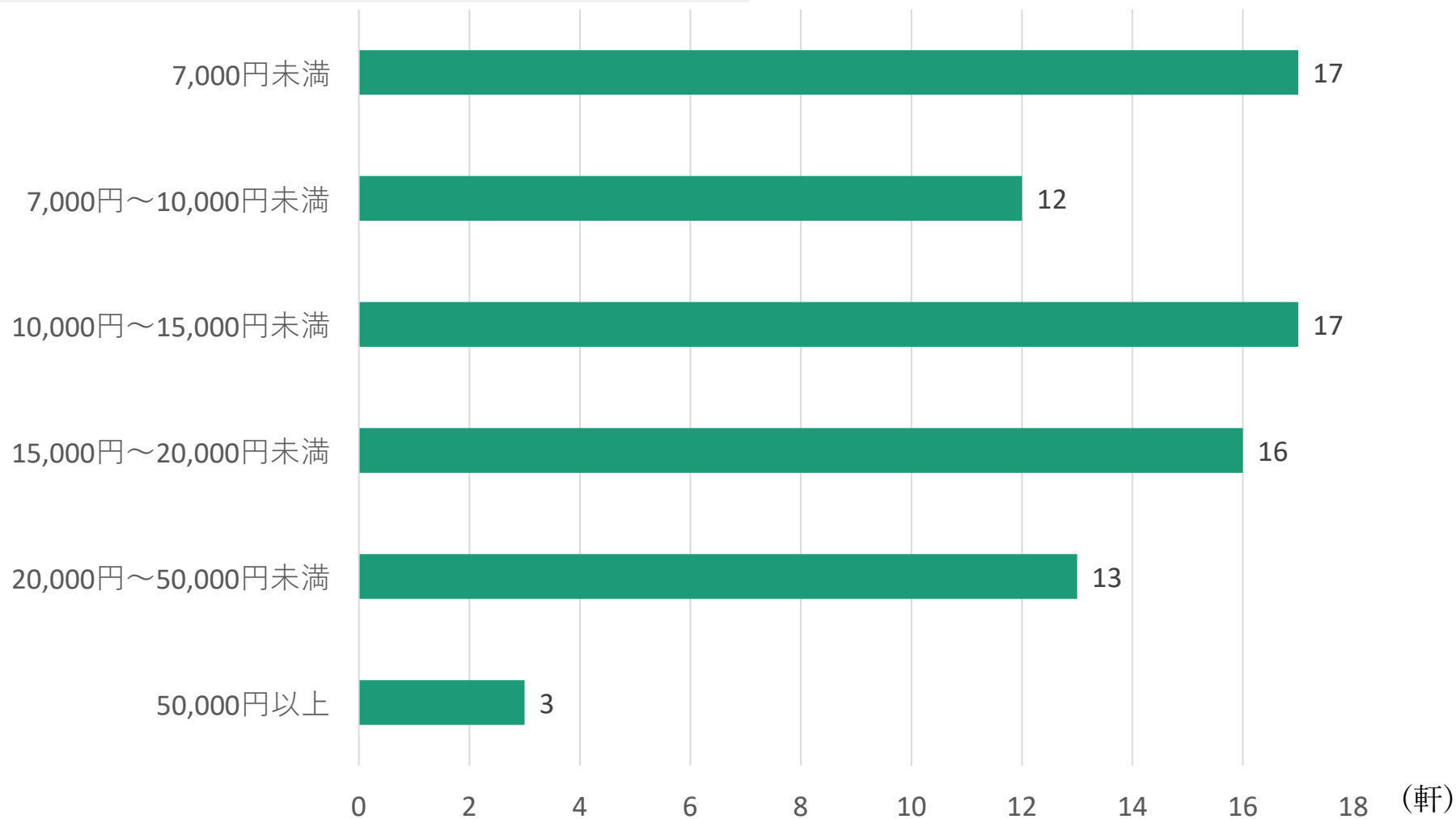


# 宿泊施設

## 1. 貴施設について伺います

(3) 施設における宿泊料金区分に該当する部屋の有無についてお答えください。

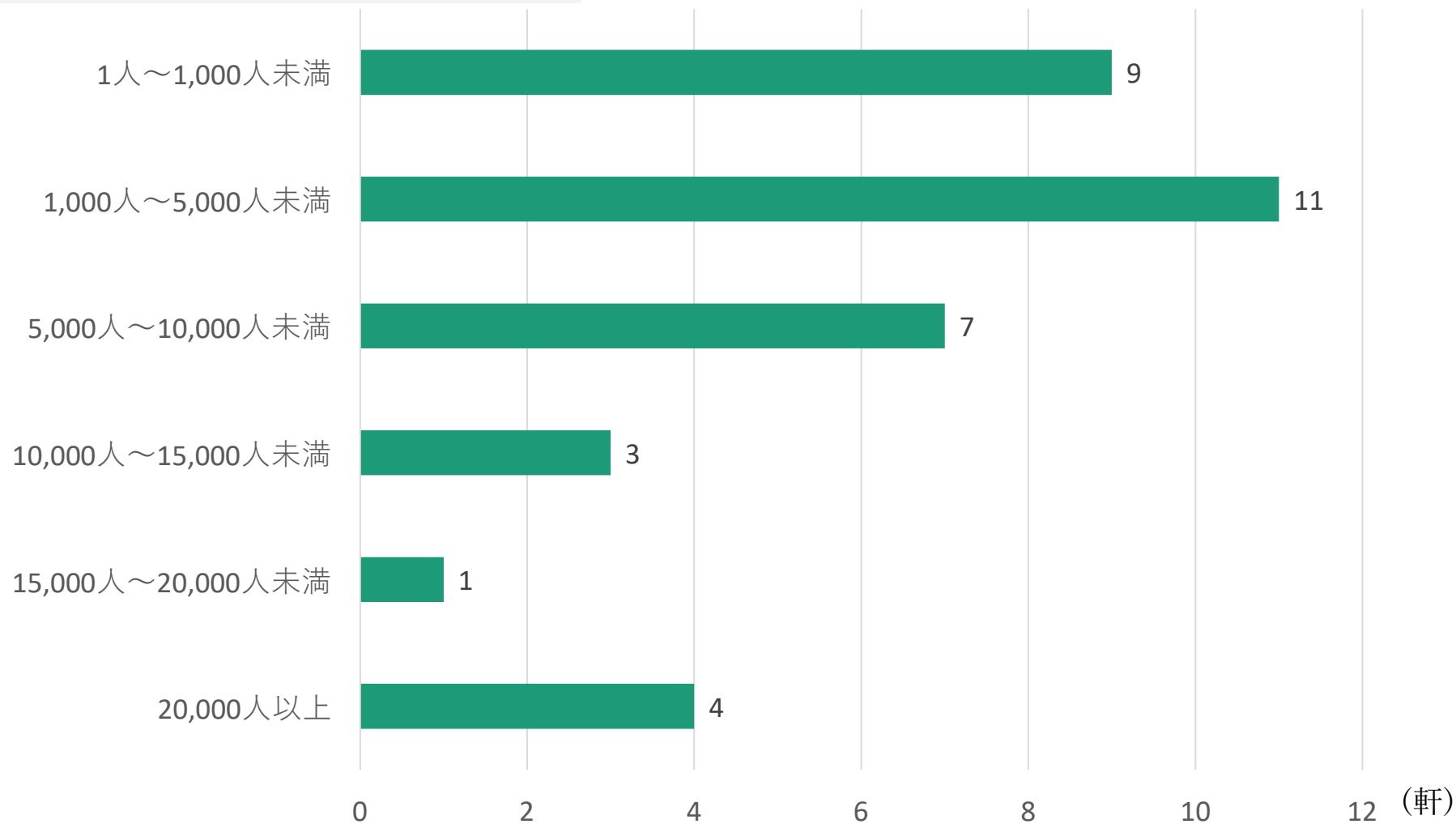
各宿泊料金区分に該当する部屋がある施設数



## 1. 貴施設について伺います

(3) また、令和5年1月～12月の延べ利用者数について教えてください。

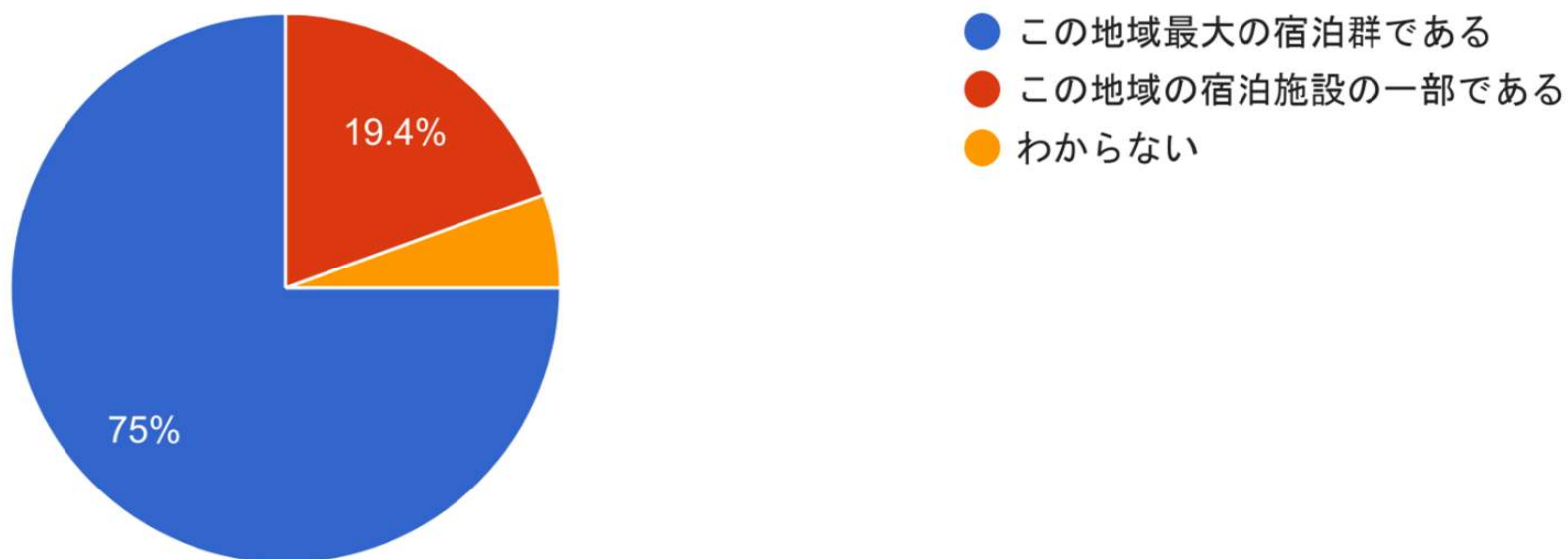
令和5年1月～12月の延べ利用者数



2. 阿智村の南信州エリアにおける位置づけについて伺います。

(1) 阿智村の南信州エリアにおける位置づけについてどう思いますか。

36 件の回答

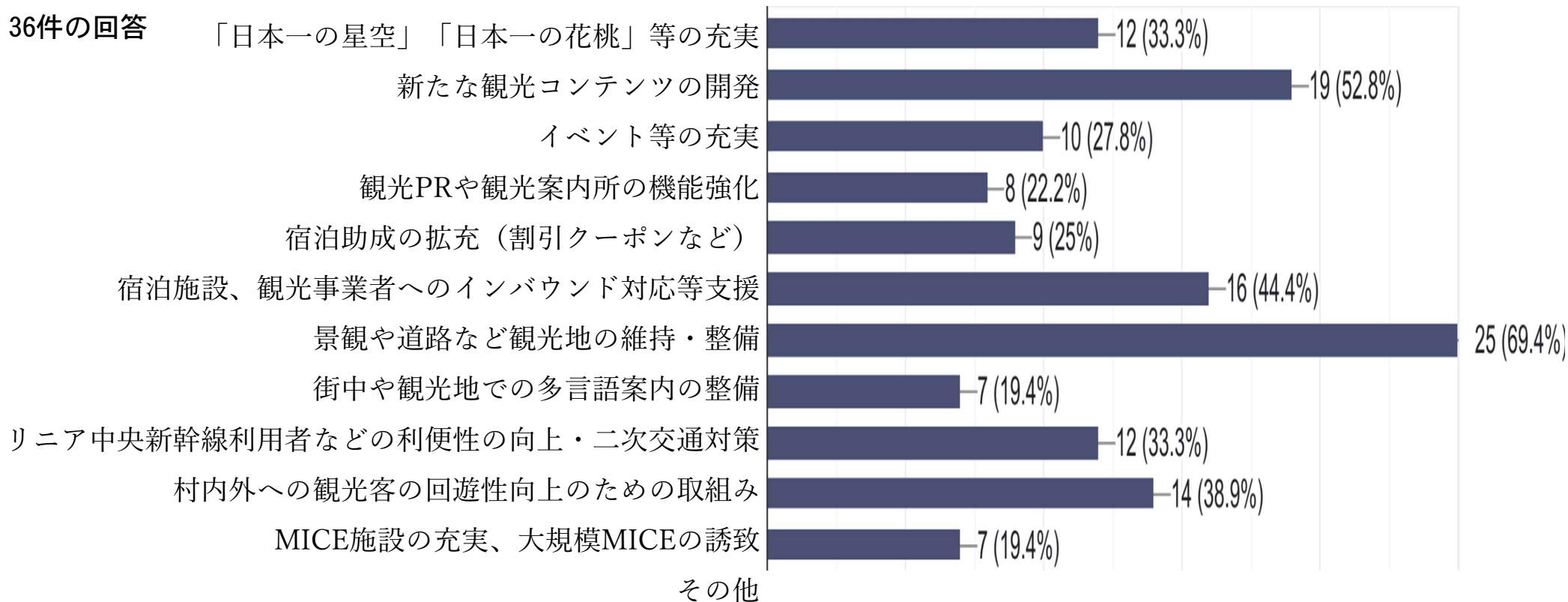




## 3. 宿泊税の使い道について伺います。

### (1) 宿泊税の使い道について望ましいと思うものを教えてください。（複数選択可）

36件の回答



#### 【その他】

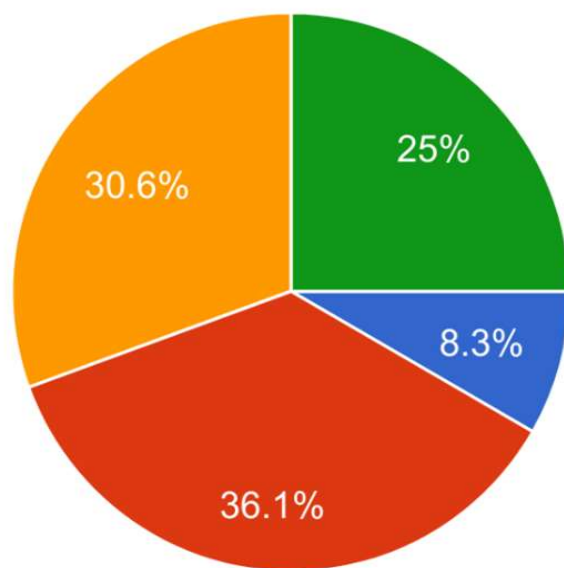
新幹線の新駅開業で宿泊客減少のデータもあるので、リニアが開通すると宿泊客が減少するのは確実です。日帰りではなく宿泊を選択してもらえる観光施策。一方で、現在も日帰り客は一定数います。宿泊客だけが負担して、負担の無い日帰り客も宿泊税による恩恵？を受け取れるのはどうなのか。沖縄離島の入島税のような入村税ではないが、幅広い観光客から負担してもらえるような方法も検討できないのかと思います。

観光客だけでなく一般利用もできるバス運行（中津川方面や諏訪方面のバス運行を村民や広く一般にも開放する。また豊田方面からの直行バス運行）

4. 宿泊税を導入した場合の影響について伺います。

(1) 宿泊税を導入した場合、宿泊者数などに影響があると思いますか。

36 件の回答



- ほとんど影響はない
- 税を財源として観光施策の充実が図られれば影響はない
- 影響がある
- わからない／何ともいえない

## 「影響がある」

客単価が上がってしまい、利用者数が減少。

利用者減少につながる。導入の目的を明確にするべき。

もともと料金が低い施設なので、単純に料金が倍ぐらいになってしまう懸念がある。

宿泊料をこれ以上上げられないので出費は大きい。

20,000円前半の料金設定の為、50,000円のお客さんと同額なのは不満につながる。

なぜ今導入するのか。

宿泊税を導入してない観光地と比較される。直ちに反映されるわけではない。

料金設定の低い施設ほど、少額でも影響すると思う。

お客様は安価を求めているため。

格安宿のため、たとえ100円の値上げでも大幅な値上げという印象になる。

ただでさえ物価高や燃料費高騰のため値上げを考えている中、収入にならない値上げがあると利幅を減少させた値上げしかできなくなる。格安宿への宿泊税導入は反対。

単価が安いことが他者との比較対象となっています。

100円でも高くすることは反対。

また、集金システムが複雑になります。ネット決済をしているので、今はその宿泊税項目はなく、難しいことになる。私達のこの負担はどう解決されますか？

宿泊税を導入することに、違和感あり。”人口減少が見込まれて、税収入が不足になる”そこで宿泊業の皆様、集金して還元ください。と言われるのでしょうか？

村では、人口を増やす努力はどうなっていますか？とお尋ねしたい。

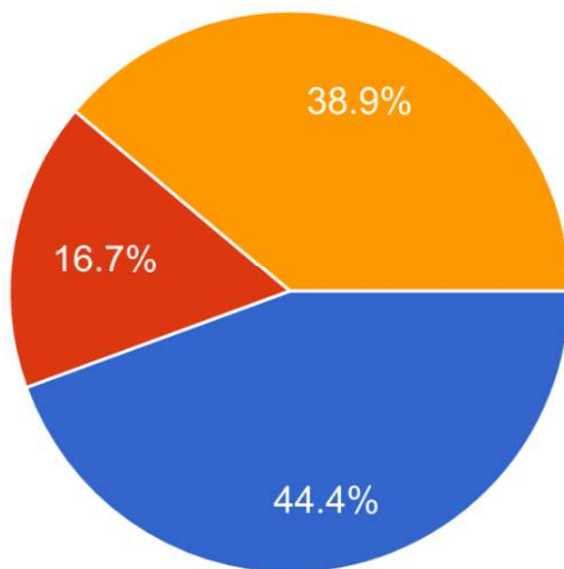
お話のあった、2億円はどのように配分されて有効利用されているのでしょうか？

以上の理由で 宿泊税徴収に反対です。

5. 宿泊税の本村の独自課税の導入について伺います。

(1) 阿智村が宿泊税を導入することについてどう思いますか。

36 件の回答



- 阿智村で課税し、阿智村の観光振興施策に活用した方がよい
- 長野県が検討中の新たな観光振興財源により、広域的な観点からの観光施策がよい
- わからない／何ともいえない

## 阿智村で課税し、阿智村の観光振興施策に活用した方がよい

長野県での導入となると、還元の具体的内容とその還元がこちらにあるのか疑義が残るため。

南信で一番宿泊客が多いことを考慮すると、阿智の観光を整備して宿泊客に還元し、また再訪してもらうサイクルが良いと思う。

阿智村で課税した場合税収が明確にわかり、施策への活用が明確に出来るのではないか。

宿泊税を導入するのであれば、目的を明確にし、阿智村全体の観光地としての魅力を上げてほしいです。

地元の意見を反映しやすくなる。

全額阿智村で使った方がよいただその使い方の透明性、公平性を周知。

将来的に、人口が減る事がわかっているから。

長野県内の温泉（諏訪、野沢、白骨等）複数の自治体で同時期にはじめたらどうか。

村内の観光で使えるから。

長野県という広域より、阿智村に使ってほしい。

先に始めたからといって県が始めてからどのくらい税率をもっていかれるか不明。  
(数年余分にお客様から宿泊税を納めていただく可能性がある。)

観光に関する目的税となることで、引き続き地域全体の投資に積極的に取り組める為。

阿智村で課税したほうが、イベント等の充実や観光地の整備に利用でき、観光客の満足度が上がると思うため。

宿泊税と言う名目での徴収であれば、当然その地域での活用が必要。

ただし、県がどう言う名目で税の徴収を行うのか知りませんが、その時に阿智村単独の宿泊税と県の何々税とかが両立する場合は有るのかどうか、その時にはお客様からすると二重税に感じられた時が怖い。

目的税なので①でよいが、施設により正確に支払いする施設とそうでない施設があるのでは？

とは言え20軒ばかりの温泉街なので観光に使う

## 長野県が検討中の新たな観光振興財源により、広域的な観点からの観光施策がよい

長野県が県の魅力を高める為に検討しているのならば、阿智村が独自に導入すると利用者は困惑すると思う。まずは長野県レベルで検討し、阿智村はそれに従えば良いと思う。

「二重課税」になってしまう場合もでてくると思う。（例えば県と村両方への納税とか）

村独自の増税ならば入湯税を150円→200円。

阿智村だけ独自課税は県の想定と同額又は安ければ理解もいただき易いと考えます。

（現状、有名観光地とは違う）

村と長野県観光振興は同時進行が好ましいから

そもそも全ての行動に税金をかける事に反対です！！

今までの阿智村の観光に対する税金の使用法に無駄づかいをしている感が否めない。

阿智村独自で課税し、活用できたとしても公平で効率的な利用ができるか不信感しかない。

## 無回答

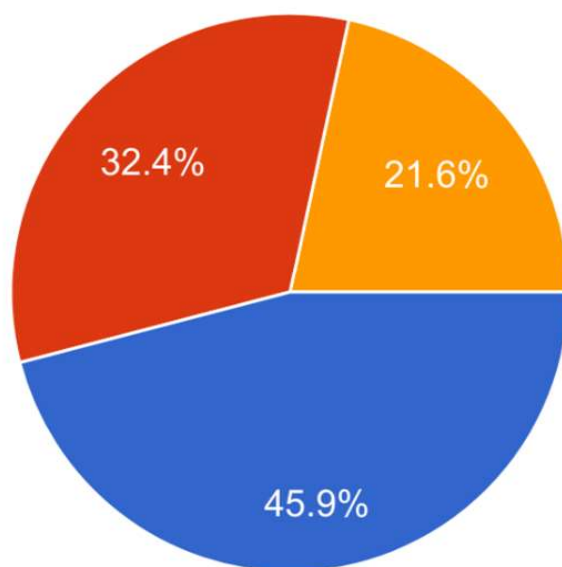
県は県で村は村で二重徴収より村の施策に活用する方が金額は少ないかもしれないが徴収意欲もわくし用途もある程度自由に使える。

## 6. 宿泊税の税額について

(1) 他自治体の宿泊税においては、宿泊料金により税率（税額）が異なる仕組みとなっています。

このことについて、ご意見をお聞かせください。

37 件の回答



- 宿泊料金により区分を設けない方がよい
- 宿泊料金により区分があっても差し支えない
- わからない／何ともいえない

## 宿泊料金により区分を設けない方がいい

区分ができてしまうと、受付時の説明や手間が増えてしまうため。

わかりやすさ、事務処理が簡単。

計算がめんどくさい、取るなら取る、取らないなら取らない、と決めてほしい。  
例えばみんな同じに阿智村の道路、インフラを使っているので全員から徴収。

会計処理のルールなどの説明が（お客様へ）難しい。

税額の区分がある事で、お客様への説明や事務処理が煩雑になる事が予想される。  
一泊一律の課税額が望ましい（入湯税のように）。

払った払ってないで差がでるのは好ましくない。

一率の方が宿泊者にとって違和感が無いのではないか。

安価な方が税額が低いとなると、宿泊料金（単価）に影響を及ぼす可能性がある。  
特に予約の主流はネット予約が多いため高いプランは選ばれにくくなってしまう。

料金の高い方が多くの観光をする訳ではないと思います。

宿泊料金を調整する可能性があったり、管理が煩雑になる可能性があるなら一律の方が手間は省ける。

1人1泊200円。

単純に1人幾らが良い。ただし、対象年齢の検討が必要。

一律で徴収した方が良いと思う。

入湯税のように一律の方が分かりやすいため。ホテル側も利用者側も。

高い料金を払った上に税まで高く取られる事の整合性がない。

お客様への説明が煩雑となる

ややこしくなる



## 宿泊料金により区分があっても差し支えない

村の宿泊税であれば協力したいが、簡易宿泊業ではないキャンプ場は料金的に安い設定になっていることが多いので、一律で高金額に設定されてしまうと若干心配な面もあります。

宿泊料金によってサービスや施設設備等が異なり、そこにかかるコストも変わるから。

区分があってもいいが、中間層向けの区分もほしい。

区分があってもよいがあまり細かくしないでほしい。

阿智村宿泊者の層が、幅広く簡単に追加できる方と、ちゅうちょする方がいると思う。

安価な方が良いと思う方が大半だと思います。

庶民に浸透していない、宿泊税まで追加することは、いかがなものでしょうか？

格安宿への課税に反対だから。

宿泊料金の幅が大きいため。

## わからない／何ともいえない

宿泊税としてどの程度の税収を期待したいのか、そこからの逆算で検討することが良いと思う。

また、宿泊施設側の負担なども考慮が必要だと思う。

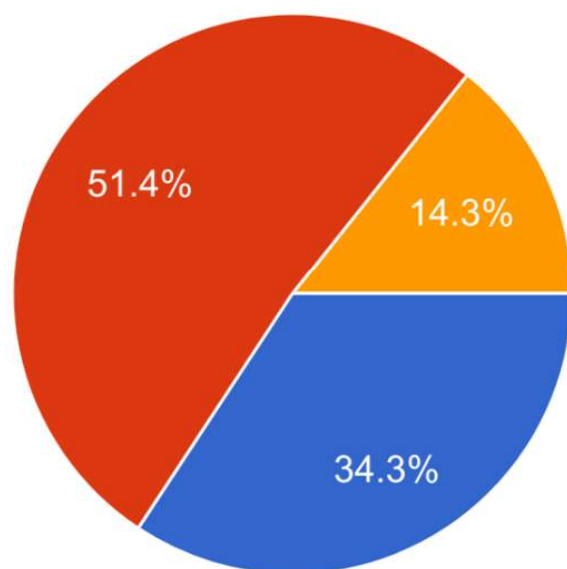
入湯税は一律であるから。

## 7. 宿泊税の課税免除について

(1) 他自治体の宿泊税においては、宿泊料金の段階により課税免除とする場合があります。

このことについて、ご意見をお聞かせください。

35 件の回答



- 宿泊料金により課税免除を設けた方がよい
- 宿泊料金により課税免除を設けない方がよい
- わからない／何ともいえない

## 宿泊料金により課税免除を設けた方がいい

安価な料金設定で集客していく方向だから。  
また集金システムの手間が個人に課せられるから。

宿泊料金が格安なのに宿泊税を払うのはお客様は抵抗があると思うので。

簡易宿泊施設等、安価での宿泊は必要ないと感じる。

1泊6,000円（素泊）なので、100～200円は大きな出費。フロはシャワーのみなので上乘せは難しい。

格安宿への課税に反対だから。

規模や料金に応じて免除があってほしいので。

1万円未満 非課税 ・ 添乗員、乗務員、ビジネス宿泊 非課税。

東京都の課税方法。

## わからない／何ともいえない

東京都や大阪府の例の宿泊料金に近いホテル、旅館が阿智村にどのくらいあるのか不明の為。  
割合が多いのであれば課税免除は設けない方がよいと思う。

## 宿泊料金により課税免除を設けない方がいい

わかりやすさ。事務処理を簡単に。

計算が面倒、大人も子ども一律にしてほしい。

1泊は1泊として扱い、処理の煩雑をさけるべきと思う。

単純な方がわかりやすい。

説明や事務手続きが多くなるためとお客様からするとわかりにくさが出てしまう。

払った払ってないで差がでるのは好ましくない。

平等性があった方がよい。

宿によって、販売価格が異なるため（徴収率の）片寄りを避ける意味でも「平等性」を重視したほうが良いと思う。

宿泊税をとるのであれば自分でかぜげない学生以外からは50円でも100円でも取るべき。

宿泊税としてどの程度の税収を期待したいのか、そこからの逆算で検討することが良いと思う。  
東京大阪以外は免税が無いことを考慮すると、阿智の宿泊客数では免税を設けない方がよい。

入湯税と同様に考えれば良いと思う。

大人利用は免除なし、小人は免除（入湯税と一緒に）。

この施策の意味がない。  
課税免除をなんとかクリアするような価格設定にして、安い=良いと勘違いから脱却できないから。

細かく税率を定め、低額でも課税対象にし公平感を出す。

会計処理のルールなどの説明が（お客様へ）難しい。

課税免除を設けると抜道が色々出て来るのでは？

一定料金により徴収した方がよい

高い料金を払った上に税まで高く取られる事の整合性がない。

わかりやすく、公平観

## 7. 宿泊税の課税免除について

(2) 他自治体の宿泊税においては、修学旅行などに参加する学生・引率者を課税免除とする場合があります。このことについて、ご意見をお聞かせください。

37 件の回答



## 修学旅行等の課税免除を設けた方がいい

少しでも安く、大勢の方に来ていただきたい。  
宿泊の趣旨、目的を考慮してあげたい。  
見慣れない宿泊税に戸惑うと思う。

修学旅行の受け入れ施設が多く、なるべく学生に対する負担はかけない方がいい。

修学旅行等に参加する幼児・児童・生徒については免除するべきだと思う。  
「宿泊税」の本来の意味を理解できないと思う。

学習となるため。

学校行事等は半強制で訪れるため。

都会とは異なり、待っていても利用が増えるエリアではないため。  
今後も修学旅行の誘致は必要と考えるため。  
マイナスに捉えられそうな事は避けたい。(他自治体では免除しているので)

修学旅行生には2人で対応。料金は格安なうえ目がはなせない。  
料金を徴収するようになれば受け入れ家庭がへるのではないか。(浪合では2軒のみ)

修学旅行先に選定されやすくするため。

他の地域との競合があるので免除はあった方が良い。

学生団体は免除。

## わからない／何とも言えない

団体宿泊者側が宿泊税の値上げ分で、阿智村を旅行先として外さなければ問題ないかと。

計算がめんどくさいので一律にした方が良い。全員から100円とか。200円とか。

## 修学旅行等の課税免除を設けない方がいい

そのように区別する意味がわからない。他の観光地と比べて税を免除して安くして誘致できる？魅力があるから誘致できるに変えた方が将来性があると思う。ただ、それぞれ事情があるので考慮が必要だと思いますが。

学校も多様化しており、ゼミ旅行を学校行事とするのかなどどの団体が課税対象か否かの判断を事業者任せることになると、問題が生じる恐れがある。

課税するなら対象は一律にする方が事務処理も円滑になると思われる。

宿泊税の目的が明確になっていないが、宿泊に対する税ならば免税しない方が良い。修学旅行が免税なら、一般の旅行が課税となる同等の理由が必要だと思う。

宿泊した事に対し、別に理由は必要無く課税で良い。

課税免除とする理由が分からない。

課税をするならすべてに課税するべきと思う。

宿泊地を利用していることに変わりはないため。

生徒自身が昼神温泉を選択する訳ではない。

修学旅行などの団体は大きな収入源になりうる。

単純な方がわかりやすい。

税の一律化。

修学旅行での利用が少ない地域のため。課税免除は不要だと感じるため。

何んで修学旅行は非課税なのかわからない。

どの地区も学生旅行は対象外となっている。

区分けが難しい

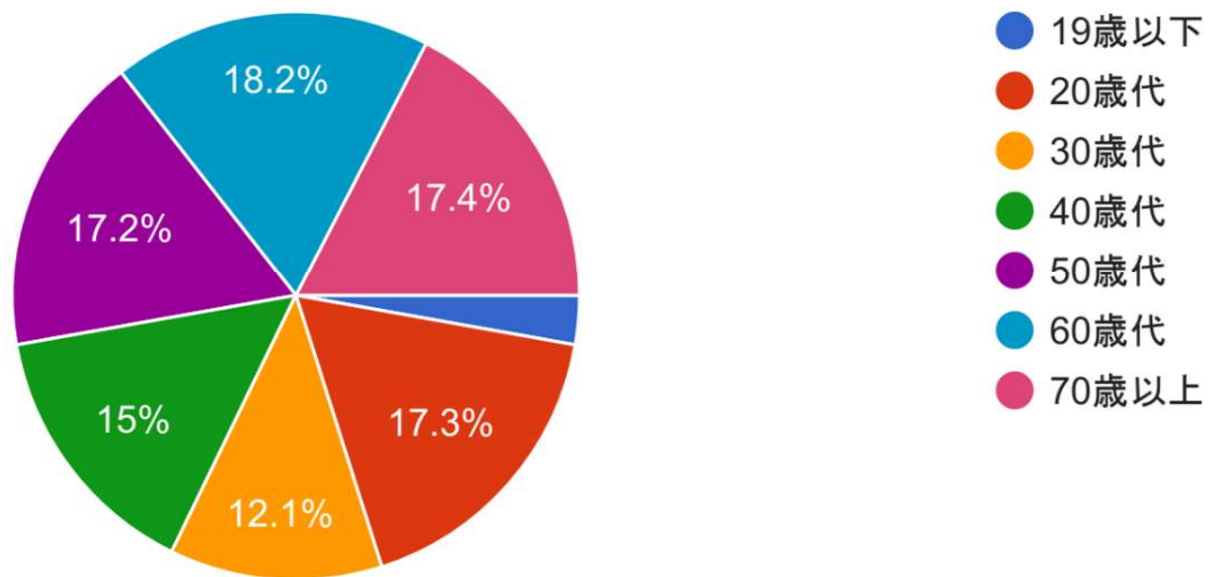
学習だから

# 宿泊者

1. あなたについて伺います。

## (1) 年代

1,040 件の回答



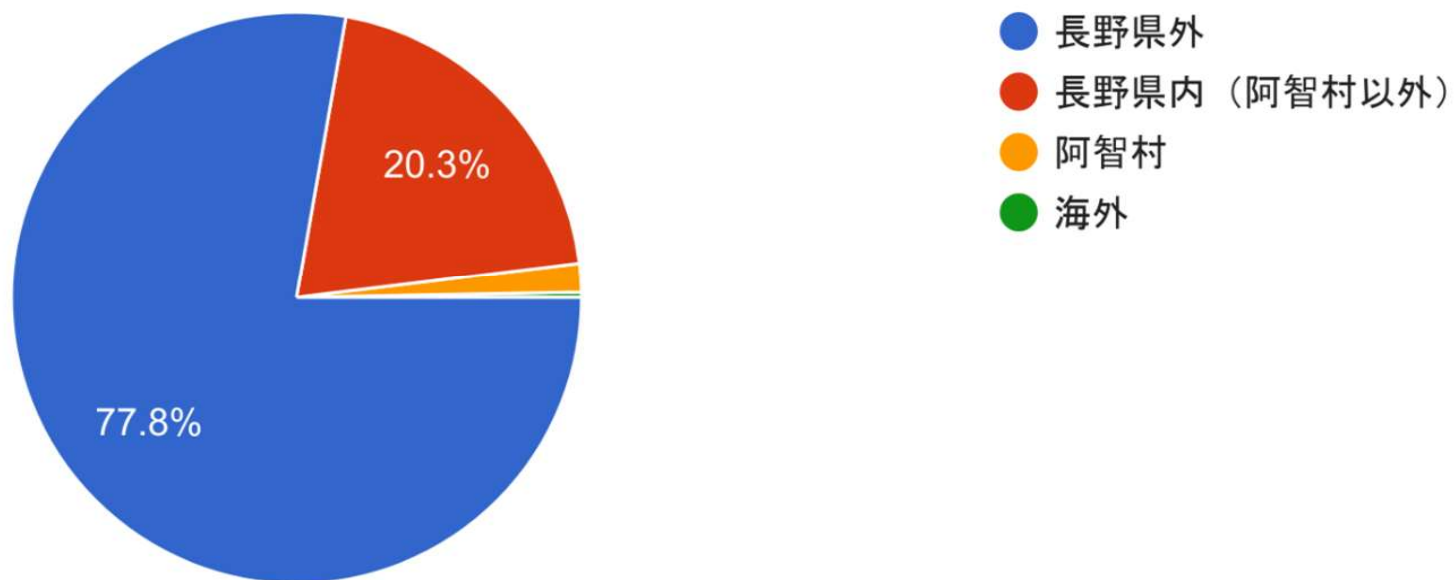


## 宿泊者

1. あなたについて伺います。

### (2) お住まいの地域

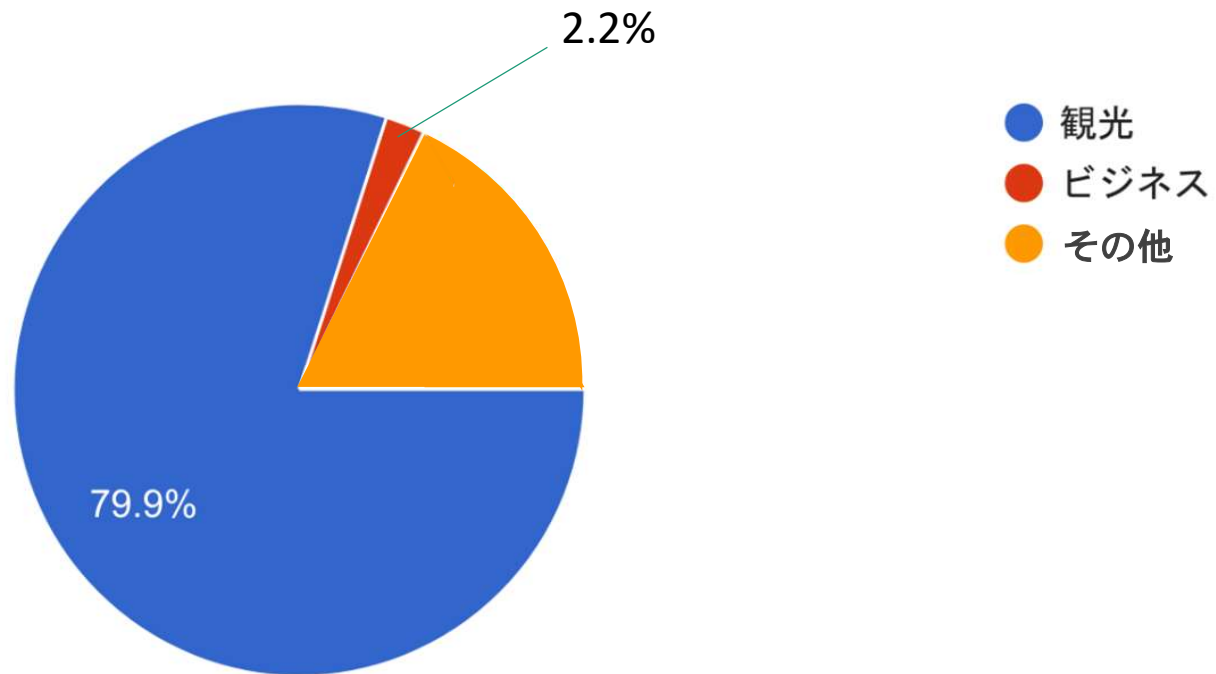
1,035 件の回答



1. あなたについて伺います。

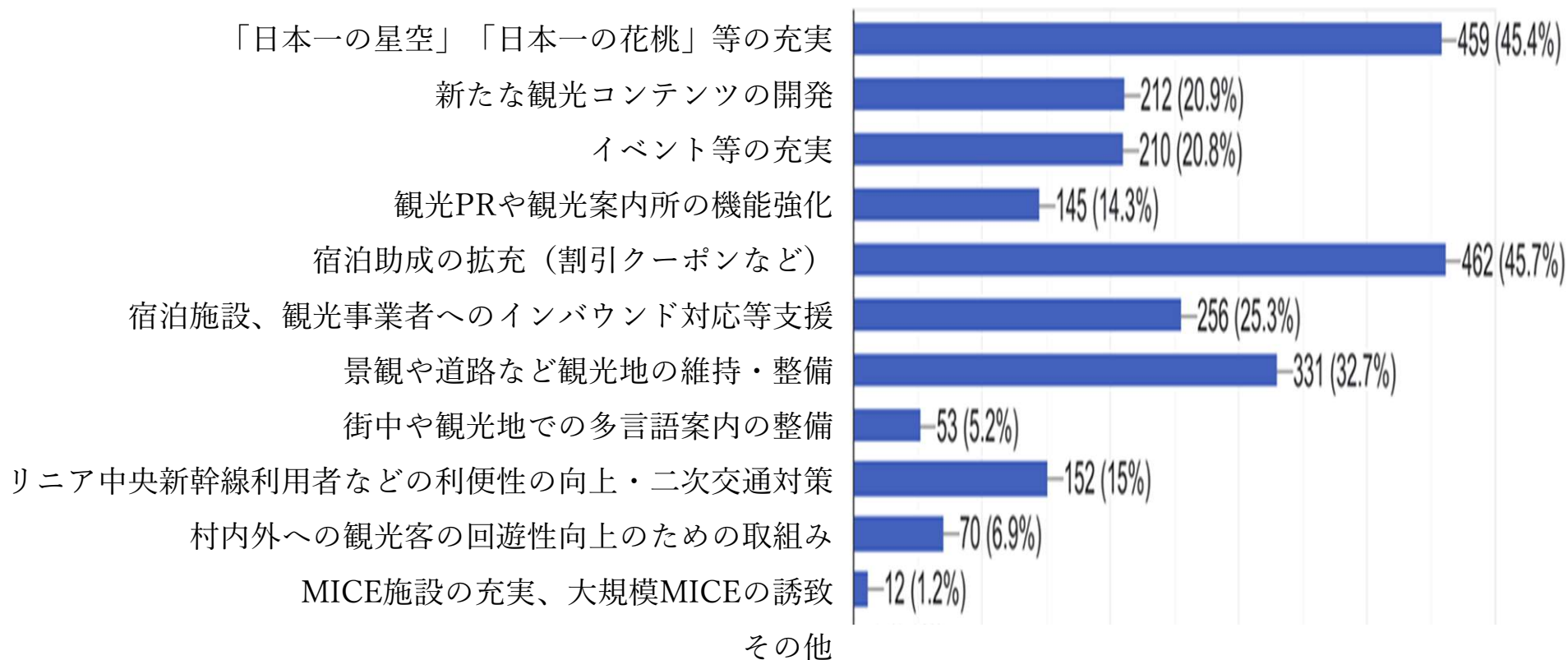
## (3) 主な来訪目的

982 件の回答



2. 宿泊税の活用方法として望ましいと思うものを教えてください。（複数選択可）

1,012件の回答



### 3. 宿泊税を活用して、どのようなサービスの充実を求めますか。

より快適に過ごすための宿泊施設の改修  
宿泊施設、街中のバリアフリー化  
宿内の清潔感

従事者の給与  
また来たいと思うようなホスピタリティの充実  
働く方の教育向上  
英語での会話の充実

地域の特色をさらに強める施策  
飲食店が少ない  
また来たいなと思うような思い出づくり  
特色ある産直食物をつかった料理の提供  
他の宿のお風呂も利用  
全国的にも周知される取組み  
ナイトツアー以外で星空を満喫  
お土産の開発  
今ある伝統の保存

街並みの修繕  
自然環境の維持  
静かでゆっくり休養出来る様な空気感

宿泊時の無料サービス  
宿泊助成、クーポン  
安く泊まりたい

登山道の整備  
Wi-Fi環境の整備

源泉の保護

車以外の公共交通機関整備の充実

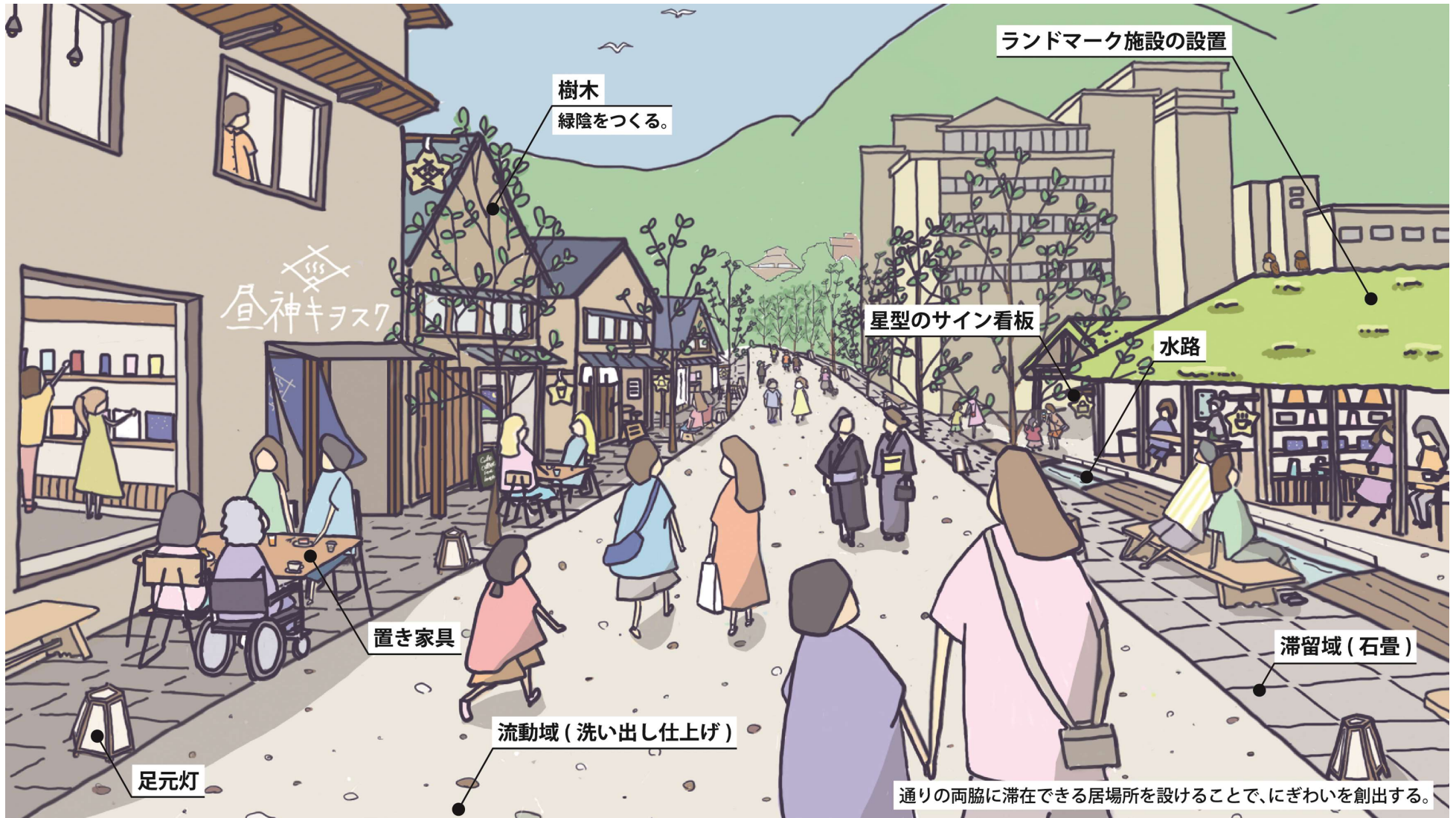
### ③財政需要（宿泊税の使途）について

## 令和5年度の主な取組

事業名	事業計画	予算(千円)
阿智村観光事業	「日本一の星空」等のブランディング、広告宣伝イベント開催による誘客活動、地域資源の発掘 ※DMOへの運営補助を含む	141,500
公園等環境維持事業	景観、公園、駐車場、公衆トイレ、登山道の維持	7,416
観光地整備事業	受入環境の整備 登山道の駐車場や、公衆トイレの様式化、案内看板	22,393
観光センター運營業務	昼神温泉観光センター（熊谷元一写真童画館）の運営	3,000
昼神温泉新時代推進費	リニア中央新幹線開通を見据えた昼神温泉リニア新時代構想の目指す、昼神温泉中心部の可視化等	5,600
花桃まつり・花桃管理	花桃祭りの運営、花桃の管理支援 参考：歳入 花桃協力金（10,000千円）	13,530
温泉事業	昼神温泉のお湯の安定供給 参考：歳入 温泉使用料（31,772千円）	31,782
昼神温泉出湯50周年記念事業	村民と祝うイベント、式典の開催 メディアへの広告宣伝 旅行業者や交通事業者へのキャンペーン	30,000
合 計		255,221

# 今後必要と考えられる大規模事業

基本戦略	取組内容	事業規模
昼神温泉リニア新時代構想	ランドマーク施設建設 ウォーカブルなまちなみ整備	推定30億円 (総事業費)



## 宿泊税の目的と事業

団体名	京都市	金沢市	倶知安町	福岡市	北九州市	長崎市
目的	国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。	世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。	福岡市観光振興条例に基づき、今後必要となる「九州のゲートウェイ都市の機能強化」、「大型MICE等の集客拡大への対応」、「地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進」に要する費用に充てる。	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。	都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。
事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市民・観光客双方にとって安心・安全な受入環境の整備</li> <li>② 京都観光における更なる質・満足度の向上</li> <li>③ 京都ならではの文化振興・美しい景観の保全</li> <li>○ 宿泊税課税・徴収経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① まちの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化の振興を図る施策</li> <li>② 観光客の受入環境の充実</li> <li>③ 市民生活と調和した持続可能な観光の振興</li> <li>○ 徴税経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① リゾート地としての質の向上</li> <li>② リゾート地としての魅力の向上</li> <li>○ 宿泊税の導入・運営事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 九州のゲートウェイ都市機能強化</li> <li>② 大型MICE等の集客拡大への対応</li> <li>③ 地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進</li> <li>○ 宿泊税の賦課徴収に要する経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 都市イメージ戦略</li> <li>② 観光資源の発掘・磨き上げ</li> <li>③ セールスプロモーション</li> <li>④ 受け入れ態勢の整備</li> <li>⑤ MICE戦略（都市型集客）</li> <li>⑥ インバウンド戦略（海外からの誘客）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① サービス向上・消費拡大</li> <li>② 情報提供</li> <li>③ 受入環境整備</li> <li>④ 資源磨き</li> <li>⑤ 緊急時の対応等</li> <li>○ 宿泊税賦課費</li> </ul>



## ③財政需要（宿泊税の使途）について

- 阿智村の強みや課題、今後取り組むべき施策について。
- 「新たな観光振興財源」確保の必要性について。
- 新たな財源を既存事業へ単純に充当することについて。

# ③財政需要（宿泊税の使途）について

## 考え方(たたき台)

### 目的

阿智村の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。

### ①地域や住民生活と調和した持続可能な観光振興の推進

住民も憩える場所づくりや防災施設等まちの基盤整備  
駐車場の整備など交通混雑の緩和  
誘客プロモーション  
地域DMOの経営  
宿泊助成の拡充

### ②来街者の受入環境の整備

村内外への来街者の回遊性向上のための取組み  
リニア中央新幹線利用者などの利便性  
宿泊施設、観光事業者へのインバウンド対応等支援  
昼神温泉中心部の再整備

### ③観光資源の発掘・磨き上げ

新たな観光コンテンツの開発  
美しい景観や道路など観光地の維持・整備

### ○徴税経費

## ④税以外の適切な手段の検討

## 自主財源の種別

種類	概要	安定性 継続性	受益と 負担	規模
地方税	地方公共団体がその経費に充てるため、財力調達を目的を持って、その課税権に基づき賦課・徴収するもの。	安定的 継続的	広範	規模の確保 が可能
分担金	地方公共団体が行う特定の事件に必要な費用に充てるため、特に利益を受ける者から、その受益の限度において徴収するもの。	安定的 非継続	限定的	限定的
負担金	①法律に基づき、特別の利益関係等を有する者から、その事業経費を受益等の程度に応じて徴収するもの。 ②財政政策上その他の見地から、その事業に要する経費を定められた負担割合に応じて求めるもの。	安定的 非継続	限定的	限定的
使用料	行政財産の目的外使用及び公の施設の使用に対し、その反対給付として徴収するもの。	安定的 継続的	限定的	限定的
手数料	特定の者に提供する役務に対し、その費用を償うため又は報償として徴収するもの。	安定的 継続的	限定的	限定的
寄附金	地方公共団体が実施する一定の事業に必要な経費に充てるため、相当の給付を行うことなく、金銭又は特定の財産の給付を受けるもの	不安定	なし	規模の確保 が可能

## 課税自主権（法定外税）

名称	目的	課税客体	税率
歴史と文化の環境税 (福岡県太宰府市)	歴史的文化遺産及び観光資源等の保全と整備を図り、環境にやさしい「歴史とみどり豊かな文化のまち」を創造するため。	有料駐車場利用	二輪車50円、 自動車は乗車定員 に応じ 100円～500円
空港連絡橋利用税 (大阪府泉佐野市)	関西国際空港アクセスのための関連道路等都市基盤整備経費の起債償還、感染症等対応病院、空港消防の維持管理等に多くの費用を要しているため。	関西国際空港 連絡橋の通行	自動車 100円/往復
宮島訪問税 (広島県廿日市市)	宮島への観光客等来訪により発生・増幅する行政需要に対応するため。	船舶による 宮島町の区域 への訪問	100円/回 (年払い500円/年)
乗鞍環境保全税 (岐阜県)	乗鞍地域の自然環境の保全に係る施策に要する費用に充てるため。	乗鞍鶴ヶ池駐車 場への自動車 での進入	乗車定員に応じ 300～3,000円
遊漁税 (山梨県富士河口湖町)	河口湖及びその周辺地域における環境の保全、環境の美化及び施設の整備の費用に充てるため。	遊漁行為	200円/日
環境協力税 (沖縄県伊是名村、伊 平屋村、渡嘉敷村) 美ら島税 (沖縄県座間味村)	環境の美化、保全及び観光施設の維持整備に要する費用に充てるため。	村外からの入域 (定期船、旅客 運送船、飛行機、 ヘリコプター)	100円/回

## 課税自主権（法定外税）

名称	目的	課税客体	税率
別荘等所有税 (静岡県熱海市)	リゾートマンションの建設により、生活関連施設（ごみ処理、し尿処理、上下水道の整備）や安心、安全のための消防はしご車、救急車の整備など行政需要が増大したため。	熱海市内に家屋を所有しており、住民登録又は市県民税の申告がない方  他人に家屋を貸し付けている所有者  旅館業法の許可を受けていない寮、保養所などの所有者	別荘等の延べ床面積1平方メートルにつき 650円
宿泊税 (例:金沢市)	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため。	旅館 ホテル 簡易宿所 民泊	1人1泊あたり 宿泊料金 2万円未満： 200円 2万円以上： 500円

## 課税自主権（超過課税）

名称	目的	課税客体	税率
入湯税 (例:山口県長門市)	鉱泉源の保護や観光情報の発信、クルーズ船の誘致など、主に観光振興事業に入湯税を活用。	鉱泉浴場(温泉施設)において入湯した方	長門湯本温泉： 300円 油谷湾温泉・湯免温泉・俵山温泉： 150円

## ④税以外の適切な手段の検討

○税以外の手法は適当か。

○税では「宿泊税」は適当であるか。



## ④税以外の適切な手段の検討

### 考え方(たたき台)

分担金、負担金、使用料、手数料とも明確な受益と負担の対応関係が必要であるが、観光振興においてはその形態が様々で関連付けが容易ではなく、阿智村では規模も限定的ではないか。

寄附金は不安定さがある。

他の地方自治体で導入実績のある「宿泊税」以外の財源確保を参考に検討し、阿智村になじむものがあるか。

入湯税の超過課税は、温泉施設の無い宿泊客も一定の住民サービスを享受していることから、受益者負担の点で不平等感があるのではないか。

## ⑤課税要件等の検討

## 納税義務者の検討

団体名	京都市	金沢市	倶知安町	福岡市	北九州市	長崎市
施行日	H30.10.1	H31.4.1	R1.11.1	R2.4.1	R2.4.1	R5.4.1
課税客体	<p>京都市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所</li> <li>・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅（民泊）</li> </ul>	<p>金沢市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所</li> <li>・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅（民泊）</li> </ul>	<p>倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所</li> <li>・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅（民泊）</li> </ul>	<p>福岡市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所</li> <li>・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅（民泊）</li> </ul>	<p>北九州市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所</li> <li>・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅（民泊）</li> <li>・国家戦略特別区域法の認定事業（特区民泊）を行う施設</li> </ul>	<p>長崎市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所</li> <li>・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅（民泊）</li> </ul>
課税標準	上記施設への宿泊数	上記施設への宿泊数	上記施設への1人、1部屋又は1棟の宿泊料金	上記施設への宿泊数	上記施設への宿泊数	上記施設への宿泊数
納税義務者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者

## 納税義務者の検討

団体名	東京都	大阪府	福岡県
施行日	H14.10.1	H29.1.1	R2.4.1
課税客体	<p>東京都内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館</li> </ul>	<p>大阪府内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所</li> <li>・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）</li> <li>・国家戦略特別区域法の認定事業（特区民泊）を行う施設</li> </ul>	<p>福岡県内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所</li> <li>・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）</li> <li>・国家戦略特別区域法の認定事業（特区民泊）を行う施設</li> </ul>
課税標準	上記施設への宿泊数	上記施設への宿泊数	上記施設への宿泊数
納税義務者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者

## 特別徴収義務者の検討

団体名	京都市	金沢市	倶知安町	福岡市	北九州市	長崎市
徴収方法	・特別徴収 特別徴収義務者 (宿泊事業者等) が宿泊者から徴収し、納入する。	・特別徴収 特別徴収義務者 (宿泊事業者等)が 宿泊者から徴収し、納入する。	・特別徴収 特別徴収義務者 (宿泊事業者等)が 宿泊者から徴収し、納入する。	・特別徴収 特別徴収義務者 (宿泊事業者等)が 宿泊者から徴収し、納入する。	・特別徴収 特別徴収義務者 (宿泊事業者等)が 宿泊者から徴収し、納入する。	・特別徴収 特別徴収義務者 (宿泊事業者等)が 宿泊者から徴収し、納入する。
特別徴収義務者	・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・住宅宿泊事業法第3条第1項の届け出をした者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業又は住宅宿泊事業の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者	・旅館業又は住宅宿泊事業の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者	・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者
申告期限	毎月月末までに前月の初日から末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は、3ヶ月ごとに申告納付が可能	毎月月末までに前月の初日から末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は、3ヶ月ごとに申告納付が可能	毎月月末までに前月の初日から末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は、3ヶ月ごとに申告納付が可能	毎月月末までに前月の初日から末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は、3ヶ月ごとに申告納付が可能	毎月月末までに前月の初日から末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は、3ヶ月ごとに申告納付が可能	毎月月末までに前月の初日から末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は、3ヶ月ごとに申告納付が可能

## 特別徴収義務者の検討

団体名	東京都	大阪府	福岡県
特別徴収義務者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者</li> <li>・宿泊税の徴収について便宜を有する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者</li> <li>・国家戦略特別区域法第13条第4項に規定する認定事業者</li> <li>・住宅宿泊事業法第3条第1項の届け出をした者</li> <li>・宿泊税の徴収について便宜を有する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊施設の経営者(旅館・ホテル等及び民泊)</li> <li>・宿泊税の徴収について便宜を有する者</li> </ul>
徴収方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別徴収 特別徴収義務者(宿泊事業者等)が宿泊者から徴収し、納入する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別徴収 特別徴収義務者(宿泊事業者等)が宿泊者から徴収し、納入する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別徴収 特別徴収義務者(宿泊事業者等)が宿泊者から徴収し、納入する。</li> </ul>
申告期限	<p>毎月月末までに前月の初日から末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は、3ヶ月ごとに申告納付が可能</p>	<p>毎月月末までに前月の初日から末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は、3ヶ月ごとに申告納付が可能</p>	<p>毎月月末までに前月の初日から末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は、3ヶ月ごとに申告納付が可能</p>

## 税率の検討

団体名	京都市	金沢市	倶知安町	福岡市	北九州市	長崎市
税率	1人1泊について、宿泊料金が ① 2万円未満 ：200円 ② 2万円以上5万円未満 ：500円 ③ 5万円以上 ：1,000円	1人1泊について、宿泊料金が ① 2万円未満 ：200円 ② 2万円以上 ：500円	1人1泊または1部屋1泊の宿泊料金の2%	1人1泊について、宿泊料金が ① 2万円未満 ：200円 ② 2万円以上 ：500円 (上記いずれも、うち県税50円)	1人1泊につき200円 (うち県税50円)	1人1泊について、宿泊料金が ① 1万円未満 ：100円 ② 1万円以上2万円未満 ：200円 ③ 2万円以上 ：500円
～7千円未満	200円	200円	※5千円の場合 100円	200円	200円	100円
7千円～1万円未満	200円	200円	※7千円の場合 140円	200円	200円	100円
1万円～1.5万円未満	200円	200円	※1万円の場合 200円	200円	200円	200円
1.5万円～2万円未満	200円	200円	※1万5千円の場合 300円	200円	200円	200円
2万円～5万円未満	500円	500円	※2万円の場合 400円	500円	200円	500円
5万円～	1,000円	500円	※5万円の場合 1,000円	500円	200円	500円

## 税率の検討

団体名	東京都	大阪府	福岡県
税率	1人1泊について、宿泊料金が ① 1万円以上1万5千円未満 ：100円 ② 1万5千円以上：200円	1人1泊について、宿泊料金が ① 7千円以上1万5千円未満 ：100円 ② 1万5千円以上2万円未満 ：200円 ③ 2万円以上：300円	1人1泊につき 200円 ※福岡市、北九州市内の宿泊施設は、 50円  ※その他新たに宿泊税を県内市町村 が課す場合、100円
～7千円未満	非課税	非課税	200円
7千円～ 1万円未満	非課税	100円	200円
1万円～ 1.5万円未満	100円	100円	200円
1.5万円～ 2万円未満	200円	200円	200円
2万円～ 5万円未満	200円	300円	200円
5万円～	200円	300円	200円



## 免税点の検討

団体名	京都市	金沢市	倶知安町	福岡市	北九州市	長崎市
免税点	なし	なし	なし	なし	なし	なし

団体名	東京都	大阪府	福岡県
免税点	1万円	7千円	なし

## 課税免除の検討

団体名	京都市	金沢市	倶知安町	福岡市	北九州市	長崎市
課税免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）の修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生、引率者</li> <li>・児童福祉法第39条第1項に規定する保育所等の満3歳以上の幼児で当該施設が主催する行事に参加しているもの及び引率者</li> </ul>	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）の修学旅行その他学校行事に参加する幼児、児童、生徒、学生及び引率者</li> <li>・倶知安町内で職場体験を行う中学校、高校、大学、高専学校、専修学校の生徒又は学生</li> </ul>	なし	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修学旅行などの宿泊を伴う学校行事に参加する児童、生徒並びに引率者</li> <li>・部活動又は地域のクラブチームとして、宿泊を伴うスポーツ大会・文化大会に参加する児童、生徒並びに引率者</li> </ul>
	・外国大使等の任務遂行に伴う宿泊	・外国大使等の任務遂行に伴う宿泊	・外国大使等の任務遂行に伴う宿泊	・外国大使等の任務遂行に伴う宿泊	・外国大使等の任務遂行に伴う宿泊	・外国大使等の任務遂行に伴う宿泊

団体名	東京都	大阪府	福岡県
課税免除	なし	なし	なし
	・外国大使等の任務遂行に伴う宿泊	・外国大使等の任務遂行に伴う宿泊	・外国大使等の任務遂行に伴う宿泊

## 課税期間の検討

団体名	京都市	金沢市	倶知安町	福岡市	北九州市	長崎市
課税期間	条例施行後 5年ごと	条例施行後 5年ごと	条例施行後 5年ごと	条例施行後 3年 その後 5年ごと	条例施行後 3年 その後 5年ごと	条例施行後 3年ごと

団体名	東京都	大阪府	福岡県
課税期間	条例施行後 5年ごと	条例施行後 5年ごと	条例施行後 3年 その後 5年ごと

## 特別徴収交付金等の検討

団体名	京都市	金沢市	倶知安町	福岡市	北九州市	長崎市
施行日	平成30年10月	平成31年4月	令和元年11月	令和2年4月	令和2年4月	令和5年4月
名称	宿泊税特別徴収事務補助金	宿泊税特別徴収事務交付金	宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金	宿泊税報奨金	宿泊税報奨金	宿泊税特別徴収奨励金
交付額	<p>納期内納入額の2.5%</p> <p>(導入から5年間は特例措置として+0.5%)</p> <p>【交付上限額】 200万円</p>	<p>納期内納入額の2.5%</p> <p>(導入から5年間は特例措置として+0.5%)</p> <p>※令和5年度までは上記に申告納入月1月につき1,000円を加算。</p> <p>【交付上限額】 前期、後期それぞれ50万円</p>	<p>①すべて納期内完納しているとき 納期内完納額の2.5%</p> <p>②1か月でも納期内完納していないとき 納期内完納額の2.0%</p> <p>③加算金を伴う増額更正等を受けたとき 納期内完納額の1.0%</p> <p>(導入から5年間は特例措置として+0.5%)</p>	<p>納期内納入額の2.5%</p> <p>(導入から5年間は特例措置として+0.5%、また、福岡県、福岡市、北九州市の独自の制度として、交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ、納期内納入した場合は、さらに0.5%加算)</p>	<p>納期内納入額の2.5%</p> <p>(導入から5年間は特例措置として+0.5%、また、福岡県、福岡市、北九州市の独自の制度として、交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ、納期内納入した場合は、さらに0.5%加算)</p>	<p>納期内納入額の2.5%</p> <p>交付上限 50万円</p>

## 特別徴収交付金等の検討

団体名	東京都	大阪府	福岡県
施行日	平成14年10月	平成29年1月	令和2年4月
名称	宿泊税特別徴収交付金	宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金	宿泊税報奨金
交付額	<p>納付された金額の2.5%</p> <p>(導入から5年間は特例措置として+0.5%)</p> <p><b>【交付上限額】</b> 100万円</p>	<p>①すべて納期内完納しているとき 納期内完納額の2.5%</p> <p>②1か月でも納期内完納していないとき 納期内完納額の2.0%</p> <p>③加算金を伴う増額更正等を受けたとき 納期内完納額の1.0%</p> <p>(導入から5年間は特例措置として+0.5%)</p>	<p>納期内納入額の2.5%</p> <p>(導入から5年間は特例措置として+0.5%、また、福岡県、福岡市、北九州市の独自の制度として、交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ、納期内納入した場合は、さらに0.5%加算)</p>

## システム改修費補助金の検討

団体名	京都市	金沢市	倶知安町	福岡市	北九州市	長崎市
名称	なし	なし	なし	なし	なし	長崎市宿泊税システム整備費補助金
目的						宿泊税導入に伴う事務負担の軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図ることを目的とし、宿泊税特別徴収義務者申告書を提出していただいた方を対象に既存のレジシステムの改修又は新たなレジシステムの構築並びにハードウェア及びソフトウェアの購入費用の一部を補助する。
交付額						補助率 2分の1 補助限度額 50万円

団体名	東京都	大阪府	福岡県
名称	なし	なし	なし

# 本日議論いただきたいポイント

## ④課税要件等の検討（たたき台）

課税要件	概要	考え方
課税客体	阿智村内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅（民泊）	宿泊客は宿泊施設の形態にかかわらず、行政サービスを楽しむ程度は変わらないため、公平性の観点から、すべての宿泊者を対象とすることが望ましい。
課税標準	上記施設への宿泊数	行政サービスの享受の程度は宿泊数によるところが大きい。
納税義務者	上記施設への宿泊者	
徴収方法	・特別徴収 特別徴収義務者(宿泊事業者等)が宿泊者から徴収し、納入する。	先行導入事例はすべてが特別徴収としている。 宿泊者から個別に徴収することは現実的ではない。
特別徴収義務者	・旅館業又は住宅宿泊事業の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者	基本的には宿泊事業者とすることが適当である。
申告期限	毎月月末までに前月の初日から末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は、3ヶ月ごとに申告納付が可能	

# 本日議論いただきたいポイント

## ④課税要件等の検討（たたき台）

課税要件	概要	考え方
税率	1人1泊について、宿泊料金が ① 2万円未満：200円 ② 2万円以上：500円	他の地方団体に比べて、金額の設定をあえて低くする必要はないと考える。  特別徴収義務者となる宿泊事業者の事務負担も考慮の上、簡素な制度とすることが望ましい。  定率は宿泊事業者の事務負担が大きいと考えられる。
免税点	なし	宿泊料金に関わらず、行政サービスを受ける程度は変わらないため、公平性を確保するため広く課税する。  特別徴収義務者となる宿泊事業者の事務負担も考慮の上、簡素な制度とすることが望ましい。
課税期間	条例施行後 5年ごと	定期的に税の在り方を検証することが必要。 先行導入事例は5年ごととしている。



# 本日議論いただきたいポイント

## ④課税要件等の検討（たたき台）

課税要件	概要	考え方
課税免除	なし	<p>修学旅行生を対象としている地方団体もあるが、阿智村では宿泊客に対する割合が少ない。</p> <p>特別徴収義務者となる宿泊事業者の事務負担も考慮の上、簡素な制度とすることが望ましい。</p>
宿泊税特別徴収事務交付金	納期内納入額の2.5% (導入から5年間は特例措置として+0.5%)	特別徴収義務者となる宿泊事業者の事務負担を考慮する必要がある。
システム改修費補助金	なし	<p>特別徴収義務者となる宿泊事業者の事務負担を考慮する必要がある。</p> <p>上記の宿泊税特別徴収事務交付金で対応。</p>

## ⑥入湯税について

## 阿智村の入湯税

課税客体	鉱泉浴場における入湯行為
税率	1人1日150円
徴収方法	旅館等が特別徴収義務者として、入湯客から入湯税を徴収し、村に納入
用途	環境衛生施設の整備 鉱泉源の保護管理施設の整備 消防施設その他消防活動に必要な施設の整備 観光の振興（観光施設の整備を含む）
課税免除	(1) 年齢12歳未満の者 (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 (3) 無料で入湯する者

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
人数 (万人)	31.1	29.6	30.6	29.9	29.8	29.7	28.4	16.7	18.7	24.3
税額 (万円)	4,664	4,438	4,592	4,482	4,474	4,456	4,253	2,512	2,805	3,642

## 長野県内の入湯税

税 額	宿泊日帰り 区分あり (市町村数)		宿泊日帰り 区分なし (市町村数)
	宿 泊	日 帰 り	
150円	44		25
100円	3	11	1
75円		1	
70円		3	
50円		26	
40円		1	
30円		2	
20円		3	
合計	47	47	26

## 入湯税の税率採用状況

(標準とする税率)



税率(円)	20	40	50	70	75	80	100	120	130	150	200	210	250	300	500	合計
市町村数	2	3	18	2	1	4	63	2	3	1,277	2	1	3	5	1	1,387
構成比(%)	0.1	0.2	1.3	0.1	0.1	0.3	4.6	0.1	0.2	92.1	0.1	0.1	0.2	0.4	0.1	100.0

- ※1 入湯税を条例で定めている団体数である。
- ※2 不均一課税を行っている場合には、最高税率で計上している。
- ※3 東京都特別区は、23区をそれぞれ1団体として計上している。

## 入湯税の検討

団体名	京都市	金沢市	倶知安町	福岡市	北九州市	長崎市
入湯税	宿泊1人1泊につき150円 日帰り1人1日につき100円 ⇒改正なし	宿泊1人1泊につき150円 日帰り1人1日につき100円 ⇒改正なし	宿泊1人1泊につき150円 日帰り1人1日につき70円 ⇒改正なし	宿泊1人1泊あたり <del>¥150</del> ⇒¥50 日帰り1人1日につき50円	宿泊1人1泊につき150円 日帰り1人1日につき100円 ⇒改正なし	宿泊1人1泊につき150円 日帰り1人1日につき30円 ⇒改正なし

## ⑥入湯税について

○入湯税の制度改正は必要か。

## ⑥入湯税について

### 考え方(たたき台)

長野県内では宿泊と日帰りでは税率に区分を設けている地方自治体が多く、宿泊に対して日帰りは税額が低い。

宿泊税の導入に伴う納税義務者の二重負担について軽減を検討すべきか。

特別徴収義務者の事務手続きの負担を少なくするため、シンプルな制度設計が望ましいのではないか。

超過課税を行っている自治体は全国で12団体。

宿泊及び日帰りの税額を150円から50円にした場合の試算  
△2,428万円（令和4年度実績）



## ⑦パブリックコメントの実施について

